

## 北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

北上市児童生徒就学援助費支給規則（平成26年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請) <p>第4条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>就学援助費申請書（様式第1号）</u>に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。ただし、要保護者は、この限りでない。</p>	(申請) <p>第4条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>就学援助費申請書</u>に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。ただし、要保護者は、この限りでない。</p>
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(認定) <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な調査及び内容の審査を行い、支給対象者として認定するときは、<u>就学援助費認定通知書（様式第2号）</u>により、認定しないときは、<u>就学援助費不認定通知書（様式第3号）</u>により申請者に通知するとともに、当該結果について、<u>就学援助費認定結果通知書（様式第4号）</u>又は<u>就学援助費不認定結果通知書（様式第5号）</u>により児童生徒が在籍する学校又は就学予定者が就学する学校の校長（以下「校長」という。）に通知するものとする。</p>	(認定) <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な調査及び内容の審査を行い、支給対象者として認定するときは、<u>就学援助費認定通知書</u>により、認定しないときは、<u>就学援助費不認定通知書</u>により申請者に通知するとともに、当該結果について、<u>就学援助費認定結果通知書</u>又は<u>就学援助費不認定結果通知書</u>により児童生徒が在籍する学校又は就学予定者が就学する学校の校長（以下「校長」という。）に通知するものとする。</p>
(認定の取消し) <p>第10条 [略] 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、<u>就学援助費認定取消通知書（様式第6号）</u>により、当該受給者に</p>	(認定の取消し) <p>第10条 [略] 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、<u>就学援助費認定取消通知書</u>により、当該受給者に通知するととも</p>

通知するとともに、校長に通知するものとする。

(返還)

第11条 [略]

(補則)

第12条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

に、校長に通知するものとする。

(返還)

第11条 [略]

(申請書等の様式)

第12条 この規則に規定する申請書、届出書その他書類の様式  
は、市長が別に定める。

(補則)

第13条 [略]